

## 水産庁長官 藤田 仁司

新年あけましておめでとうございます。

令和8年新春を迎えるにあたり、所感の一端を申し述べ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

本年1月1日で能登半島地震の発生から2年を迎えるにあたり、被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。今なお復旧・復興に向けてご尽力されている多くの関係者の皆さまへ深く敬意を表します。

昨年は、2月の記録的な大雪、岩手県大船渡市での大規模な林野火災、7月のトカラ列島近海の群発地震やカムチャツカ半島付近の地震による津波、8月から9月にかけての大雨、大型台風の襲来、11月の佐賀関の大規模火災、12月の青森県東方沖の地震及びこれに関連して北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されるなど、例年ないほど多様な災害が全国各地で相次ぎ、自然の脅威と向き合う1年となりました。また、カキやホタテのへい死など海洋環境の激変による水産資源の変動、燃油や飼料価格の高騰も継続し、水産業関係者の皆さまにとって、様々なリスクへの対応が求められた1年であったと考えております。

こうした中で、環境変化に適応し、新時代を切り拓いていくために、引き続き水産資源の適切な管理と成長産業化に向けた取組を推進していきます。また、次世代の漁業・水産業を担う若者にとってさらに魅力ある産業へと発展させるとともに、新たな取組にチャレンジする方々の後押しをしていきたいと考えています。

まず、能登半島地震からの復旧・復興については、漁港の応急復旧による陸揚げ機能の回復や、当面の操業に必要な共同利用施設等の復旧により、再開した漁業は引き続き操業されており、海女漁では一昨年のモズク漁に加え昨年7月には舳倉島周辺での漁も復活しました。引き続き、漁港の本復旧工事を加速させるなど、地元に寄り添いながら、被災地の漁業の早期の復旧・復興に向けて取り組んでまいります。

本年3月で東日本大震災から15年を迎えます。この間の福島県を始めとする被災地の皆様の御辛苦に対し心からお見舞いを申し上げるとともに、改めて心より敬意を表する次第です。本年から「第3期復興・創生期間」に入りますが、水産庁としても、引き続き、福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なしという強い決意の下、政府一丸となって福島県の水産業の復活を全力で支援してまいります。

気候変動の影響で海洋環境が変化している中、日本近海の海水温は世界平均の二倍超である1.3°C上昇する等、特に我が国においては海洋環境の激変に適応する必要が生じております。このような状況の中で、海洋観測の自動化・省力化等による資源調査のリアルタイム化・資源評価の精度向上や、漁獲対象魚種の変化に対応した新たな操業形態への転換等の取組により、海洋環境の激変に負けない強靭な水産業の確立を目指します。また、策定から4年が経過した水産基本計画については、令和9年春に新たな計画を閣議決定すべく、水産をめぐる情勢の変化を勘案してしっかりと検討を進めています。



水産資源の管理について、海洋環境の変化を迅速に把握し、それを反映した資源調査・管理の体制を構築するため、プランクトンカメラや自動海洋観測機器等による海洋観測データの活用、国内外の調査研究機構との連携強化等の予算を措置したところです。引き続き、漁業法に基づき、MSYの達成を目標とした数量管理を基本として、令和6年3月に公表した新たなロードマップに従い、資源調査・評価の高度化、TAC資源の拡大や運用の改善、PDCAサイクルの実践による資源管理協定の取組の改良などに取り組んでまいります。

スルメイカについては、全体的に漁獲が好調な中、昨年10月末、小型するめいか釣り漁業者に対し、本年3月までの採捕停止命令を発出しました。これは、漁獲情報の報告にタイムラグがあることに起因しており、現在、業界団体とも協力して改善を図っているところです。また、特定の地域に漁獲が集中してしまったという事態も生じており、本年4月からの令和8管理年度に向けて、改善策を検討してまいります。

太平洋クロマグロについては、令和6年のWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）年次会合において増枠等の措置が合意されたところですが、引き続き漁業関係者の皆様による資源管理の取組を後押ししつつ、資源の状況に応じた漁獲枠の設定ルールを確立できるよう、本年も国際社会における議論を積極的に主導していく考えです。また、遊漁については、採捕報告等の規制に加え、令和8年4月1日から届出制を開始し、実態の把握を進めることとしています。引き続き、関係者の理解と協力を得ながらクロマグロの適切な管理を推進してまいります。

EUによるウナギ属全種のワシントン条約附属書IIへの掲載提案は、昨年11月に開催された締約国会議において、賛成35票、反対100票で否決されました。今回の決定は、科学的根拠に基づき資源管理を推進する我が国の考え方に関係国の理解が広がった結果であり、水産資源の国際的な管理に向けて重要な節目となったと考えています。引き続き、ウナギ資源の適切な管理をより一層充実させるべく、国内の資源管理を徹底するとともに関係国等と連携してまいります。

捕鯨業については、できる限り早期に軌道にのるよう、関係者の皆様と協力しながら、持続可能な捕獲枠を算出するための科学的調査、操業の効率化、鯨肉の販売促進など様々な課題に取り組んでまいります。

漁船漁業の漁獲量は変動することから、定質、定量、定価格な生産が可能な養殖業への期待が高まっています。養殖業の成長産業化に向けて、マーケットインの発想による需要に応じた生産を図るため、ブリの人工種苗の割合を現在の約20%から拡大することや、生産性向上等につながる優良系統の人工種苗の作出、餌料経費の削減につながる低価格で高効率な飼料の開発等を行っていきます。更に著しい海洋環境変化への対応として、養殖対象種の転換や養殖種類の多角化などを進めていきます。また、近年、陸上養殖についても、災害や気候変動に影響されない生産力の確保に繋がるとして、注目が集まっている状況です。陸上養殖については、農林水産行政戦略本部を新たに設置し具体的な戦略を策定していくとともに、養殖業全体についても、成長産業化のための支援を引き続き継続してまいります。

高水温化等の海洋環境の変化により、ホタテやカキの大量へい死やノリの不漁が発生するなど、養殖業に大きな影響が生じています。特にカキについては、関係府省庁の政策を総動員し、「高水温等によるカキへい死被害への政策パッケージ」を取りまとめました。今後は、関係都道府県等と連携し、原因究明を進めるとともに、養殖業者の皆様が経営継続意欲を失わずに経営維持できるよう、対応し

てまいります。また、海洋環境の変化に対応するため、養殖対象種の転換や新たな養殖手法の実証、養殖適地の調査等の取組を進めてまいります。

水産資源の持続的な利用は、国際的にも極めて関心が高く、我が国としても密漁や密漁品の不正流通対策に万全を期す必要があります。シラスウナギについては昨年12月から、太平洋クロマグロ（大型魚）については本年4月から水産流通適正化制度の対象として、取引記録の作成や保存を義務付けることとしました。豊かな海の恵みと魚食文化を未来に伝承するためにも、漁業法や水産流通適正化法を適正に運用し、IUU漁業由来の漁獲物の流入防止に実効性を挙げてまいります。

地球環境問題に対する国際的な関心が高まっている中で、資源の適切な管理を前提とした認証制度の活用のほか、低・未利用魚を含めた「今、獲れているさかな」の利用促進が大切です。「さかなの日」を通じ、1,000を超える賛同メンバーと連携して、クロダイのおいしさ認知向上プロジェクト等を展開し、消費拡大の機運を高めていきます。原材料の調達や人の確保などの課題を有する水産加工業が、将来にわたって水産物の安定供給の重要な役割を果たしていくように、マーケットインの発想に基づく高次加工品作りや省人・省力化技術の導入等の支援を進めてまいります。

世界の水産物市場が拡大する中、輸出の拡大は水産業の持続的発展に不可欠です。我が国としては、引き続き、科学的根拠に基づかない輸入規制を維持している国・地域に対し、規制の即時撤廃を求めるとともに、2030年までに水産物の輸出額を1.1兆円に増やすことを目標として、輸出の拡大に取り組んでまいります。

改正漁業災害補償法を本年4月1日から施行し、複数の漁業の種類をまとめて契約できる複合漁業共済、共済対象外追加特約といった新しい商品を提供します。加えて、養殖共済の対象に「ひらめ陸上養殖業」を追加し、漁業経営の安定を図るとともに、海洋環境の変化に対応できるように、関係団体と連携して共済の加入を促進してまいります。

適切な資源管理を行う上では、日本漁船だけでなく外国漁船も含めて資源管理措置を損なうような操業を認めるわけにはいきません。水産庁として、違法操業の未然防止・根絶のため、漁業取締船などを活用した徹底した監視・取締りを行っており、昨年は外国漁船2隻の拿捕に至りました。今後とも漁業取締船の装備の充実や乗組員の能力向上など、さらなる取締能力の向上を図り、漁業秩序の維持と漁業者の安全な操業の確保に取り組んでまいります。

令和8年度で最終年度を迎える現行の漁港漁場整備長期計画について、その目標を着実に達成するため、拠点漁港の流通機能の強化や養殖拠点の整備、海洋環境の変化に対応した漁場整備、漁港・漁村における防災・減災対策や長寿命化対策、漁港利用の促進のための環境整備等を推進してまいります。また、令和9年春の新たな長期計画の閣議決定に向け、海洋環境の激変等の課題に正面から向き合いつつ、検討を進めてまいります。

地域資源の価値や魅力を活かした「海業」の取組が広がりを見せており、地域の漁業等と調和した「もうかる海業」などの好事例がでてきている中、全国展開の更なる加速化を進めてまいります。そのため、漁港を海業に活用しやすくするための漁港施設等活用事業の普及や地域と地域が海業に一歩を踏み出すための支援、民間事業者等との連携の仕組みや体制づくり、海業の情報発信、横展開等に取り組んでまいります。

以上、年頭に当たり、我が国水産政策の方針の一端を述べさせていただきましたが、これ以外にも、様々な課題があることは重々承知しています。水産庁としては、全ての職員がそれぞれの課題に真正面から取り組み、我が国水産業の持続的な発展に向けて最大限努力してまいりますので、現場の皆様

の御理解・御協力を改めてお願い申し上げます。

最後に、皆様方のより一層の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。